

答申 第 50 号
平成15年9月2日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

オンライン結合による提供の制限の例外について（答申）

平成15年8月28日付け諮問第49号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、オンライン結合による提供の制限の例外について、適当と認める理由等は下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 本件ホームページによる情報提供の有用性について

建設業者の適正な業務遂行を確保するなどのため、知事は許可した建設業者の建設業法違反などの行為に対し、監督処分（指示、営業の停止又は許可の取消）を行うとともに、建設業法等関係法令の規定に基づき、その概要情報を県民等に公表（公報による公告、建設業者監督処分簿の閲覧）することとしている。

知事が行う監督処分の概要情報を県ホームページを活用して公表することは、次のとおり有用性が認められます。

- (1) 建設業法の規定に基づき知事が行う監督処分に係る情報は、県民等が建設業者を選定しようとするときに参考となる情報であり、県ホームページを活用して公表することによって県民等がこれらの情報を時間や場所の制約なく入手できる状態になり、県民の取引の安全の確保に寄与することができる。
- (2) また、県ホームページは卓越した情報伝播力があるため、これらの情報を県ホームページを活用して公表することは建設業者の不正行為の未然防止策として効果的で、もって、不良不適格業者の排除に寄与することができる。

2 個人情報の保護について

次のことを通じて、個人情報が慎重に取り扱われていることから、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認めます。

- (1) 県ホームページに掲載することとしている監督処分に係る概要情報は、県民等の取引の安全の確保や建設業者の不正行為の未然防止を図る目的を達成するために必要最小限のものに限定していること。
- (2) 監督処分に係る概要情報を県ホームページに掲載することを建設業許可申請の手引きや県ホームページなどを通じて、建設業者への周知を図ることとしていること。